

支給認定ってなに？ どうやって受けるの？



新制度における対象施設や事業を利用する場合、お子さんの年齢や保育の必要性の有無に応じた支給認定を受ける必要があります。これは、保護者の皆さんの申請に基づき、市が支給認定証を交付することにより行います。

なお、新制度に移行せず現行制度を継続する従来型の幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。

3つの認定区分

支給認定区分	年齢と保育の必要性	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由(下記参照)」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園(保育)
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由(下記参照)」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園(保育) 地域型保育

保育を必要とする事由

保護者について次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム・夜間の場合も可)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、前記に類する状態として市が認める場合

保育の必要量

また、保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況(フルタイムやパートタイムなど)に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることが必要となります。

なお、他の事由についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の認定がなされます。

区分	就労時間	施設利用可能時間
保育標準時間	30時間以上/週	11時間/日
保育短時間	16時間以上/週	8時間/日

※実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、各保育所が決定します。

よくある質問??

【新制度全般について】

Q. 新制度になると教育・保育の内容が変わりますか。
A. 基本的に保育時間や教育の内容については特に変更はありません。

Q. 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか。

A. 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所を運営する事業者が、どのように運営していくかを決めることになっています。

【幼稚園について】

Q. 新制度の対象となる幼稚園の保育料はどのように変わりますか。

A. 平成27年度より、従来の定額負担から世帯の所得に応じた負担(「応能負担」)に変わり、市が保育料を設定することになります。本市では、公立幼稚園、私立幼稚園および認定こども園(教育)の保育料が同額となるよう検討しています。
※保育料は市議会(3月)の審議を経て最終決定されます。

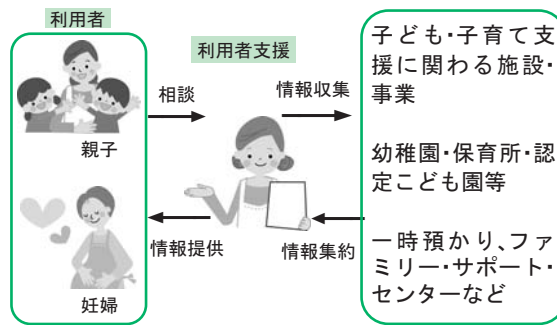
Q. 幼稚園では、多子世帯の保育料が減額されますか。

A. 幼稚園では、多子世帯の負担軽減措置として、小学校3年生以下の一番年長のお子さんから数えて2人目のお子さんは保育料が半額、3人目以降のお子さんは無償になります。
※所得制限はありません。

Q. 現行制度を継続する私立幼稚園では、手続きや保育料は変わりますか。

A. 現行制度を継続する私立幼稚園については利用手続きや保育料は、従来通り各幼稚園が決定します。また、世帯所得や多子の状況に応じて市より支給される就園奨励費制度も引き続きご利用いただけます。

地域の子ども・子育て支援について



【利用者支援事業】
子どもや保護者へ、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供および相談・助言を行います。また、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
さまざまな支援を提供していただきますが、利用方法等が分からないなど、子ども・子育てに関する

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域のさまざまな子育て支援を充実していきます。

総合窓口として、誰もが利用できます。

【地域子育て支援拠点事業】

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を提供する事業です。

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが困難になった場合等に、一時的に預かりを行う事業です。例えば次のような利用方法があります。

■私立保育園での一時預かり

ファミリー・サポート・センター事業の利用

■幼稚園・認定こども園での、主に在園児を対象とした預かり保育

【病児・病後児保育事業】
病児を病院等に付設された専用スペースなどで保育士等が一時的に保育する事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

子どもの預かりなどの援助を受けることを希望するかた(依頼会員)と、援助を行うかた(依頼会員)が地域のなかで相互に助け合う事業です。

【妊婦健康診査費助成事業】

母体や胎児の健康を確保するため、健診1回あたり5千円を上限に最大14回まで助成し、妊婦健康診査の受診を促進する事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、子育て等の助言や相談を行う事業です。

【養育支援訪問事業】

養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで適切な養育を確保する事業です。

放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)について

放課後児童健全育成事業は、仕事をしている等の理由で、保護者が日中不在になるご家庭の小学生をお預かりし、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

市以外の事業者が事業を行う場合は、新制度では市への届け出が必要となります。

市では、新たに「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を条例で定め、質の確保を図ります。

<主な基準>

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペース)等を設置。専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
- 放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可能)
- 一学級を構成する児童の数は、おおむね40人以下
※「児童の数」とは毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいいます。
- 開所日数は原則1年につき250日以上
- 開所時間は原則として平日は3時間以上、長期休業期間等は8時間以上



新制度の取り組みは、市が中心となって進めます！



新制度の取り組みは、市が地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、さまざまな施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。

市では、4月から5年間を計画期間とする「芦屋市子ども・子育て支援事業計画(芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画)」に基づき、全ての子どもが健やかに成長することが保障されるよう、良質かつ適切な支援を提供していきます。

子育て応援サイト



子育て行政情報

「子育てタウン わくわく子育て」を公開します

子育てに関する行政情報を集めて載せているため検索しやすく、内容もわかりやすくなっています。

- ホームページをご覧ください <http://ashiya-city.mamafre.jp> 市ホームページに公開しました。
- スマートフォン向けアプリで子育て情報が届きます(4月～)
アプリをダウンロードすると、イベント情報や子育て行政サービスが届きます。ホームページにダウンロード方法を載せています。ぜひご利用ください。



ホームページの2次元コード

問い合わせ こども課 ☎38-2045